

「新型コロナウイルス関連 カンボジアへの入国制限の改定について」

このたび、新型コロナウイルス感染拡大予防策を効果的に実施し、またカンボジアへの渡航者に対して入国手続を簡略化するため、カンボジア政府（Royal Government of Cambodia、以下 RGC）による一部の入国制限及び「支払い保証」（Sponsorship Mechanism）を改定すると、カンボジア保健省（Ministry of Health、以下 MOH）が発表しました。（2020年11月18日より有効）

入国制限の改定により、入国者は以下4つのカテゴリーに分類されます。

1. 在カンボジア企業からの支払い保証がある中国、日本、韓国、ベトナム、タイ、アメリカ、及び欧州連合からの外国人ビジネス渡航者（14日間以内滞在）のうち、投資家・ビジネスパーソン・会社員・専門職・熟練労働者・技術者
2. 上記以外の一般的な外国人ビジネス渡航者（※）
3. 外交“A”ビザ及び公用“B”ビザを所持する外国人渡航者
4. カンボジア王国発行のパスポート、または他国のパスポートを所持するカンボジア国民

* * * * *

(※)15日間以上滞在の外国人ビジネス渡航者を含む

1. 在カンボジア企業からの支払い保証がある中国、日本、韓国、ベトナム、タイ、アメリカ、及び欧州連合からの外国人ビジネス渡航者（14 日間以内滞在）のうち、投資家・ビジネスパーソン・会社員・専門職・熟練労働者・技術者

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

a) RGC 発行の「支払保証証明書」(Validation Certificate on Payment Guarantee)

- 「支払保証証明書」の発行には、現在カンボジアで運営している会社の最高経営責任者、あるいは出資者などからの保証が必要です。
- 保証者となる会社は、下記のいずれかの URL から、オンラインで資格申請する必要があります。
 - RGC (www.registrationservices.gov.kh)
 - カンボジア開発評議会 (www.cambodiainvestment.gov.kh)
 - MOH (www.cdcmoh.gov.kh)
- 申請の際、下記の条件を満たす必要があります。
 - i) 14 日間以内の滞在
 - ii) 中国、日本、韓国、ベトナム、タイ、アメリカ、及び欧州連合からの外国人ビジネス渡航者
 - iii) 外国人渡航者の 14 日間の位置情報（訪問先及び滞在先）・活動計画の登録
- 審査所要期間：1～2 日程度
- 許可が下り次第、30 日間有効の「支払保証証明書」が発行されます。
- 在外カンボジア大使館、もしくは名譽領事館にてビザを申請する際、及びカンボジア入国の際に提出して下さい。

b) 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効な商用ビザ

c) カンボジアに向けて出発の 72 時間以内に自国の保健局などから発行された新型コロナウイルスの陰性証明書（英文）

※陰性証明書の基準については、別参考

カンボジア到着後

- a) 有効な商用ビザ、出発 72 時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、支払保証証明書・14 日間滞在活動計画書を提出して下さい。
- b) デポジット及び保険の購入は必要ありません。
- c) 上記書類の確認後、特別に設置された「優先レーン」（Special Priority Lane）を利用し PCR 検査を受検します。その後、MOH 指定のホテルまで送迎されます。検査結果が出るまで（2~3 日程度）、ホテルで待機する必要があります。
- d) 新型コロナウイルス陰性者であると判明し、なおかつ、同じ飛行機で新型コロナウイルス陽性者がいない場合、14 日間の自主隔離となりますが、活動計画書の範囲内で活動することができます。
- e) 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、または同じ飛行機の渡航者に新型コロナウイルス陽性者が出た場合、14 日間の強制隔離が必要となります。強制隔離期間中の 13 日目に 2 回目の PCR 検査を受けて頂きます。（ただし、感染の疑いがある場合は、追加の検査が発生する場合もあります。）
- f) 渡航者に「14 日間の強制隔離」が必要となった場合、すべての費用は保証会社が支払うことになります。保証会社がすべきことは
 - ホテルへの、請求書に基づく 14 日間の滞在にかかるすべての費用の支払い。（滞在 7 日目までに）
 - MOH に対する、隔離 13 日目に実施される PCR 検査費用の支払い。
- g) カンボジア滞在中、渡航者が新型コロナウイルスに感染した場合、保証会社は、渡航者が完全に回復するまですべての医療費を支払わなければなりません。
- h) 保証会社は、カンボジアの法律に則り、MOH と協力の上、渡航者の滞在を援助しなければなりません。また、渡航者が活動計画に違反した場合は、保証会社はともに法的責任を負わなければなりません。

2. 上記以外の一般的な外国人ビジネス渡航者

(※15 日間以上滞在の外国人ビジネス渡航者を含む)

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- a) 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効な商用ビザ
- b) カンボジアに向けて出発の 72 時間以内に自国の保健局などから発行された新型コロナウイルスの陰性証明書（英文）
※陰性証明書の基準については、別参考
- c) 新型コロナウイルス保険購入証明書
 - 渡航者は新型コロナウイルス保険のオンライン購入が必要です。FORTE Insurance Company にて購入可能です。（保険料 USD90、20 日間有効、<https://www.forteinsurance.com/covid-19-insurance/>）

カンボジア到着後

- a) 有効な商用ビザ、出発 72 時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス保険購入証明書を提出して下さい。
- b) USD2,000 のデポジットが必要です。デポジットから、14 日間の強制隔離中のホテル滞在費用（1 泊 USD60～75）、PCR 検査費用、空港からホテルまでの交通費、新型コロナウイルスに感染した場合の治療費（こちら）が支払われます。（隔離期間終了後 3 日以内に残金が返金されます。）
- c) 上記書類の確認後、PCR 検査を受けて頂きます。その後、MOH 指定のホテルで、14 日間の強制隔離になります。
- d) 強制隔離期間中の 13 日目に 2 回目の PCR 検査を受けて頂きます。（ただし、感染の疑いがある場合は、追加の検査が発生する場合もあります。）

3. 外交“A”ビザ及び公用“B”ビザを所持する外国人渡航者

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- a) 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効な外交・公用ビザ
※外交旅券・公用旅券をお持ちでない方のみ
- b) カンボジアに向けて出発の 72 時間以内に自国の保健局などから発行された新型コロナ
ウイルスの陰性証明書（英文）
※陰性証明書の基準については、別参考

カンボジア到着後

- a) 有効なビザ（※外交旅券・公用旅券をお持ちでない方のみ）、出発 72 時間以内に発行
された新型コロナウイルスの陰性証明書を提出して下さい。
- b) 上記書類の確認後、PCR 検査を受けて頂きます。その後、MOH 指定のホテルまで送迎
されます。検査結果が出るまで（2~3 日程度）、ホテルで待機する必要があります。

詳しくは、[こちら](#)をご確認ください。

4. カンボジア王国発行のパスポート、または他国のパスポートを所持するカンボジア国民

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- a) 在外カンボジア大使館で発給された有効なビザ (K ビザ)

※他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ

- b) カンボジアに向けて出発の 72 時間以内に自国の保健局などから発行された新型コロナ

ウイルスの陰性証明書（英文）

※他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ

※陰性証明書の基準については、別参考

カンボジア到着後

- a) デポジット及び新型コロナウイルス保険購入は必要ありません。

- b) 有効なビザ、出発 72 時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書を提出し
て下さい。

※他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ

- c) PCR 検査を受けて頂きます。その後、MOH 指定の隔離施設で、14 日間の強制隔離に
なります。隔離施設での滞在費用は無料です。

- d) ホテルでの隔離を希望する方は、ホテル滞在にかかるすべての費用は自己負担となり
ます。

- e) 強制隔離期間中の 13 日目に 2 回目の PCR 検査を受けて頂きます。（ただし、感染の
疑いがある場合は、追加の検査が発生する場合もあります。）

	(1)	(2)	(3)	(4)
	支払い保証がある外国人ビジネス渡航者 (14日間以内滞在)	(1)以外の一般的な外国人ビジネス渡航者 (15日間以上滞在)	外交“A”ビザ及び公用“B”ビザを所持する外国人渡航者	カンボジア王国発行のパスポート、または他国のパスポートを所持するカンボジア国民
支払保証証明書	○	×	×	×
コロナウイルス陰性証明書 (出発72H以内発行)	○	○	○	○ ※他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ
有効なビザ	○ ※商用ビザのみ	○ ※商用ビザのみ	○ ※外交旅券・公用旅券をお持ちでない方のみ	○ ※他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ
新型コロナウイルス FORTE 保険証明書 (USD90)	×	○	×	×
デポジット (USD2,000)	×	○	×	×
優先レーンの利用	○	×	×	×
入国後PCR検査	○	○	○	○
(陰性者であり、同じ飛行機に陽性者がいない場合) 14日間強制隔離 + 13日目PCR検査	×	○	確認中	○
(陽性者であり、または同じ飛行機に陽性者がいた場合) 14日間強制隔離 + 13日目PCR検査	○	○	○	○

別参考

A) 出国前の PCR 検査及び新型コロナウイルス陰性証明書

1. 全ての外国人ビジネス渡航者、または K ビザを所持する方は、出国前に PCR 検査と新型コロナウイルス陰性証明書の発行を受けなければなりません。
2. 唾液ではなく、鼻咽頭スワブによる PCR 検査のみ有効です。
3. 新型コロナウイルス陰性証明書は、出発の 72 時間以内に発行されたものに限ります。ここで言う「72 時間」の起点は、PCR 検査を受けた時刻ではなく、陰性証明書が発行された時刻となります。

例：出発が「月曜日 午前 11 時」の場合、陰性証明書は「金曜日 午前 11 時以降」に発行されなければいけません。さらに、万が一飛行機の出発が遅れた時のために、可能であれば、出発前 24~48 時間以内に発行された陰性証明書をご用意ください。

4. 新型コロナウイルス陰性証明書は、手書きではなく、パソコン作成の陰性証明書をご用意下さい。しかし、「担当医師の署名」は必ず「手書き」で、「施設印」の「押印」が必要です。過去、手書きの陰性証明書で搭乗拒否された事例があったようですので、ご注意ください。
5. 手書きの署名であることが判別しやすいように、可能であれば、担当医師の署名は青色で記入していただくほうがよいでしょう。
6. 陰性証明書は必ず英文で作成していただき、“NASAL SWAB”、“NEGATIVE”と記入していただきましょう。“No Covid-19”だけの記載は、認められないことがあるようです。

- ※ 事前に上記の必要な情報をすべて病院に伝えた上で、受検してください。
- ※ 航空会社や入国審査などへの提出が必要ですので、陰性証明書のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。

B) 支払い保証証明書・14 日間滞在活動計画書

1. 在カンボジア企業の支払い保証のあるビジネス渡航者（**14 日間以内滞在**）のみ必要です。
2. 航空会社や入国審査などへの提出のため、書類のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。

C) 新型コロナウイルス保険

1. 一般的な外国人ビジネス渡航者の方は、出国前に新型コロナウイルス対応の保険の購入が必要です。
2. Forte 保険会社で購入可能です（オンライン購入、カード支払い）。
3. 航空会社や入国審査などへの提出のため、保険購入証明書のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。

D) デポジット 2000 米ドル

1. 一般的な外国人ビジネス渡航者に対して、入国後 2000 米ドルのデポジットが求められます。
2. デポジットは、現金もしくはクレジットカードで決済可です。しかし、利用されるクレジットカードが機械に反応しない、または機械が故障している場合を想定して、現金決済を一番お勧めします。また、念のため少額の現金を用意しておく方が安全です。
3. 銀行によって、30 米ドルの手数料がかかる場合があります。
4. デポジット支払い後、領収書が発行されます。デポジットの払い戻しに必要ですので、必ず領収書を保管しておいてください。

E) カンボジア入国後 PCR 検査及び強制隔離

1. 全ての外国人ビジネス渡航者は、カンボジア入国後 PCR 検査が必要となります。
2. 会社支払保証証明書をお持ちのビジネス渡航者の方は、PCR 検査の結果が出るまで、カンボジア保健省が指定するホテルにて待機しなければなりません。
 - 新型コロナウイルス陰性者であると判明した場合、かつ、同じ飛行機で新型コロナウイルス陽性者がいない場合、14 日間の強制隔離・13 日目の PCR 検査は必要ありません。しかし、自己隔離を継続しながら、活動計画書に従って行動しなければなりません。
 - 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、または、同じ飛行機で新型コロナウイルス陽性者が出た場合、14 日間の強制隔離・13 日目の PCR 検査が必要となります。
3. 一般的なビジネス渡航者の方は、PCR 検査の結果が出るまで、カンボジア保健省が指定するホテルにて待機しなければなりません。
 - 新型コロナウイルス陰性者・陽性者に関わらず、14 日間の強制隔離・13 日目の PCR 検査が必要となります。
4. カンボジア入国後、滞在・隔離の 14 日間以内に出国する予定の外国人ビジネス渡航者は、カンボジア入国後、早めにカンボジア保健省に出国予定について連絡することをお勧めします。カンボジア出国の際、必要な手続に関しては、現地係員の指示に従ってください。

まとめ

このたびのカンボジア入国規制の改定に伴い、ご準備いただく内容が大幅に変更となっております。ご自分がいずれのカテゴリーに該当するかを確認の上、必要書類等をご用意頂ければと思います。また、航空会社や入国審査での説明に備えて、カンボジア外務省、カンボジア保健省や民間航空庁発表の正式な通知書（写）を併せて持参されることをお勧めします。

なお、出国前には、大使館や各名誉領事館、そして利用される航空会社に、再度最新情報についてご確認をお願いいたします。

最後に、ご自身そして周囲の人を感染から守るために、マスクの着用・ソーシャルディスタンスの確保・隔離期間中のルールを遵守し、社会的責任のある人間として行動しましょう！

ウェブサイトリンク：

1. 在日本カンボジア王国大使館 Royal Embassy of Cambodia in Japan
http://www.cambodianembassy.jp/web2/?page_id=4377&lang=en
2. カンボジア外務省 Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, Cambodia
<https://www.mfaic.gov.kh/covid-19>
3. 在カンボジア日本国大使館 Embassy of Japan in Cambodia
https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html